

● 必要書類一覧

◎：原本 ○：写し可

租税特別措置法施行令		(イ) 第41条		(ロ) 第42条第1項(a)	(ロ) 第42条第1項(b)
No.	家屋の種別	新築された家屋	建築後使用されたことのない家屋	建築後使用されたことのある家屋	
	必要書類	(注文住宅)	(建売住宅、分譲マンション)	特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの	(a) 以外
1	申請書及び証明書	◎ (各1枚)			
2	住民票の写し	○	○	○	○
3	登記事項証明書等 (3 ①~③のいずれか)	○	○	○ (3①のみ)	○ (3①のみ)
4	確認済証及び検査済証	○	○		
5	売買契約書等 (5 ①~④のいずれか)		○	○	○
6	家屋未使用証明書		○		
7	増改築等工事証明書			○	
8	既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険付保証明書			○	
9	その他	該当する場合			

※ 注意事項

No.	上記必要書類例No.の注意事項内容
1	申請書及び証明書を1枚ずつ提出してください。(申請書兼証明書の場合は正副2枚提出して下さい。)
2	当該家屋に本人の居住が原則であり、転入済のもので原則発行日から3ヶ月以内のもの。
3	① 登記事項全部証明書(原則発効日から3ヶ月以内のもの) (当市では、「インターネット登記情報提供サービス」に対応していません。当該サービスにより取得した登記情報には、登記官の認証文や登記官印等が付されないため、登記事項証明書とは異なり法的な証明力はありません。ただし司法書士等の方による当該サービスから印刷したものに相違ない旨の証明(職印押印)があれば可とする。)
	② 登記完了証(オンライン申請)又は登記完了証(書面申請)及び登記申請書(登記申請受領証) (「オンライン申請システム」から取得した登記官の印のないもの場合は、土地家屋調査士又は司法書士が職印を押印し「この登記完了証は法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ない」旨を証明したものであること。)
	③ 登記済証
4	当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、建築工事請負書、設計図書等
5	① 売買契約書、② 売渡証書、③ 登記原因証明情報、④ その他確認可能な書類 (取得年月日は、所有権移転の日を記載するため売買契約書等で不明な場合はその根拠となる領収書等も併せて添付してください。 また、競売落札の場合は代金納付期限通知書(取得年月日は代金納付期限の日)を添付してください。)
6	当該家屋の直前の所有者又は宅地建物取引業者の証明書
7	工事費用総額がわかるもの
8	租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合のみ
9	① 申請を委任する場合は、申請書に代理人印が必要です。(法人の場合は申請代理人である社員の個人印)
	② 未入居の場合は、入居予定申立書(原本) (入居予定日は申立日(申請日)から2週間程度に限られます。ただし、入居予定日が2週間程度を超えるやむをえない事情がある場合には、それを疎明する書類(申立日から入居日までの期間は1年以内)も併せて添付してください。)
	③ 特定認定長期優良住宅の場合は、当該申請書の副本(1号様式)及び認定通知書(2号様式)(変更の場合は2号様式及び4号様式)
	④ 認定炭素住宅の場合は、当該申請書の副本(5号様式)及び認定通知書(6号様式)(変更の場合は7号様式及び8号様式)
	⑤ 区分建物の場合は、確認済証及び検査済証、設計図書、建築士の証明等、当該家屋が耐火建築物、準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類 (登記事項全部証明書等で明らかでない場合には不要です。)
	⑥ 令和4年3月31日以前に取得した建築後使用されたことのある建築後20年超(一定の場合は25年超)経過している建物の場合、または、令和4年4月1日以後に取得した建築後使用されたことのある昭和56年12月31日以前に建築された建物の場合は、当該家屋取得日前から2年以内の耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険付保証明書
	⑦ 抵当権の設定に係る債権が当該住宅の取得のためのものであることを確認できる書類 (抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書、売買契約書 など)

※ 一般的な必要書類例となります。別途書類が必要となる場合がありますので、ご不明な点があればお問合せください。